

今回は、【償却資産について】のお話です。

【名取市税よもやまばなし・第38回】

タックス君：償却資産について質問なんだけど...

事業用の資産を使用し続けると消耗していくんだけど、家屋に対する課税みたいな損耗が考慮されたりしないの？

税子さん：もちろん償却資産に対する課税も、資産を取得してから消耗することを考慮しているよ！

「資料1」を参考に説明するね！基本的には前年度の価格（または取得価額）に減価残存率をかけた金額が課税標準額になるよ。そこに税率をかけることで税額が決まるのよ！

タックス君：年数とともに課税標準額が減少する仕組みになっているんだね。ところで減価残存率ってなに？

税子さん：減価残存率は「1－減価率」をした値のことだよ！

前年中に取得した資産に対する減価残存率は「1－減価率／2」になるから注意してね！

タックス君：そうなんだ！減価率と減価残存率は何が違うの？

税子さん：減価率は旧定率法で定められている耐用年数に応じた値のことだよ。

「資料2」を一緒に見ながら確認していこう！

耐用年数が長くなるにつれて値が小さくなっていくのよ。「1－減価率」をして減価残存率が求められるわけだから、耐用年数が長い資産の方が価格の減少が少なくなっているんだね。ちなみに評価額は取得価額の5%以下になることはないから注意してね！

タックス君：なるほど！難しかったけどかなり勉強になったよ！教えてくれてありがとう。

税子さん：固定資産税のしおりについては、固定資産税の窓口で配布してるから必要なときは確認してみてね！

固定資産税についてよくある質問

<https://www.city.natori.miyagi.jp/page/1522.html>

問 名取市総務部税務課固定資産税係

電話 022-724-7112